

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 第1次回答

管理番号

248

提案区分

A 権限移譲

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

自動車運転代行業に係る指導・監督を円滑に行うための制度の見直し

提案団体

静岡県

制度の所管・関係府省

警察庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

自動車運転代行業について、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直す。

具体的な支障事例

【経緯】

第4次一括法において、自動車運転代行業に関する国土交通大臣の権限・事務の一部が平成27年度から都道府県知事に移譲され、法及び国の技術的助言に基づき県内の代行業者の指導・監督を行っているところであるが、認定や立入検査後に、事業所の撤去や保険料を未納とし、法令で義務付けられている事項に係る必要経費を加味した適正料金を大幅に下回る料金を設定している業者が存在する。

静岡県内における平成28年の自動車運転代行業者の人身事故は24件に上り、事故が発生した際には、利用者が不利益を被るケースもある。

【支障事例】

県及び県公安委員会では、事業者が義務付けられている事業所の設置、自動車保険への加入、運転従事者の研修等について、立入検査や講習会の実施など事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、自動車保険の支払い状況の報告が義務化されていないことや利用料金に関する具体的な規定がないことなどから、このような事業者の発見、指導・監督、摘発等をするに当たり限界が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保険の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金の規定などにより、法令で定められた義務を遵守していない可能性のある事業者の発見、指導・監督、摘発等を円滑に行うことが可能となる。

最低利用料金の規定は、利用者が適法に運転代行業を営む事業者を選定する際の参考にもなる。

また、適法に運転代行業を営む事業者が必要以上の価格競争を意識せず、安全性を確保するための整備費用や人件費に投資をすることができ、利用者の保護につながる。

根拠法令等

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、滋賀県

○「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、随伴用自動車の任意保険加入が義務化されていないため、公安委員会からの認定の事前協議において、任意保険加入は認定の要件ではなく、任意保険未加入でも認定されることになる。このことは利用者保護の観点から問題である。また、当県は国からの権限移譲を受けたが、自動車運転代行業者への指導監督を行うには十分な体制とはいえない。については、まずは、国の法制度の見直しと都道府県が運転代行業者への適切な指導監督が行える体制確保のため、国による十分な財政措置が必要である。

○本県では、各事業所に対する立入検査や講習会などを通じ、事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、保険加入状況の報告義務化や最低利用料金の規定に関して具体的な規定がないことから、不良事業者の発見、指導・監督、摘発等をするに当たり限界が生じている。

○本県では法第 21 条に基づき、保険の加入状況に係る報告書の提出を求めているところであるが、未提出の事業者も多く、実態把握が困難となっている状況がある。

各府省からの第 1 次回答

損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 21 条第 2 項に基づき、自動車運転代行業者に対しその業務に関し報告を求める等行うことにより、その目的を達することができる。なお、定期的な報告等が必要であれば、各都道府県において適宜措置されたい。

また、自動車運転代行業は、専ら、地方都市の深夜の歓楽街の酔客という限られた時間・場所・利用者を対象に行われるものであって、時間・場所・利用者を問わず行われあらゆる場面において利便性等が確保される必要がある公共交通機関とはその性質や目的等を異にするものであることから、全国的に一律に同内容の基準を定めるべきではないため、現行法において御指摘のような最低利用料金の規定は設けられていないところであるが、条例で料金に関して規制を設けることについてその可否も含めて検討を行う。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

248

提案区分

A 権限移譲

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

自動車運転代行業に係る指導・監督を円滑に行うための制度の見直し

提案団体

静岡県

制度の所管・関係府省

警察庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

自動車運転代行業について、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直す。

具体的な支障事例

【経緯】

第4次一括法において、自動車運転代行業に関する国土交通大臣の権限・事務の一部が平成27年度から都道府県知事に移譲され、法及び国の技術的助言に基づき県内の代行業者の指導・監督を行っているところであるが、認定や立入検査後に、事業所の撤去や保険料を未納とし、法令で義務付けられている事項に係る必要経費を加味した適正料金を大幅に下回る料金を設定している業者が存在する。

静岡県内における平成28年の自動車運転代行業者の人身事故は24件に上り、事故が発生した際には、利用者が不利益を被るケースもある。

【支障事例】

県及び県公安委員会では、事業者が義務付けられている事業所の設置、自動車保険への加入、運転従事者の研修等について、立入検査や講習会の実施など事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、自動車保険の支払い状況の報告が義務化されていないことや利用料金に関する具体的な規定がないことなどから、このような事業者の発見、指導・監督、摘発等をするに当たり限界が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保険の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金の規定などにより、法令で定められた義務を遵守していない可能性のある事業者の発見、指導・監督、摘発等を円滑に行うことが可能となる。

最低利用料金の規定は、利用者が適法に運転代行業を営む事業者を選定する際の参考にもなる。

また、適法に運転代行業を営む事業者が必要以上の価格競争を意識せず、安全性を確保するための整備費用や人件費に投資をすることができ、利用者の保護につながる。

根拠法令等

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、滋賀県

○「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、随伴用自動車の任意保険加入が義務化されていないため、公安委員会からの認定の事前協議において、任意保険加入は認定の要件ではなく、任意保険未加入でも認定されることになる。このことは利用者保護の観点から問題である。また、当県は国からの権限移譲を受けたが、自動車運転代行業者への指導監督を行うには十分な体制とはいえない。については、まずは、国の法制度の見直しと都道府県が運転代行业業者への適切な指導監督が行える体制確保のため、国による十分な財政措置が必要である。

○本県では、各事業所に対する立入検査や講習会などを通じ、事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、保険加入状況の報告義務化や最低利用料金の規定に関して具体的な規定がないことから、不良事業者の発見、指導・監督、摘発等をするに当たり限界が生じている。

○本県では法第 21 条に基づき、保険の加入状況に係る報告書の提出を求めているところであるが、未提出の事業者も多く、実態把握が困難となっている状況がある。

各府省からの第 1 次回答

損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 21 条第 2 項に基づき、自動車運転代行業者に対しその業務に関し報告を求める等行うことにより、その目的を達することができる。なお、定期的な報告等が必要であれば、各都道府県において適宜措置されたい。

また、自動車運転代行業は、専ら、地方都市の深夜の歓楽街の酔客という限られた時間・場所・利用者を対象に行われるものであって、時間・場所・利用者を問わず行われあらゆる場面において利便性等が確保される必要がある公共交通機関とはその性質や目的等を異にするものであることから、全国的に一律に同内容の基準を定めるべきではないため、現行法において御指摘のような最低利用料金の規定は設けられていないところであるが、条例で料金に関して規制を設けることについてその可否も含めて検討を行う。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号	5	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
------	---	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県の経由事務の廃止

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を経由しなければならないこととされている建設業法第44条の4の規定を改正することにより、都道府県の経由事務を廃止し、国土交通大臣への許可申請書その他の書類の提出先を所管の地方整備局等に一本化することを求める。

具体的な支障事例

- ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月数百件にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。
- ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の経営事項審査申請書及び再申請書が毎月数十件(年間数百件)にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。
- ・許可申請書及び届出書の提出先は都道府県、確認書類の提出先は地方整備局等に直接送付となっているが、申請者からは、窓口が一本化されておらず分かりにくいといった苦情がある。
- ・国土交通大臣許可申請又は経営事項審査の申請にあつては登録免許税又は収入印紙を、都道府県知事許可又は経営事項審査にあつては県収入証紙を書類に貼り付けて提出することとされているが、窓口が都道府県となっていることから申請者が混同し、国土交通大臣の申請書に誤って県の収入証紙を貼りつけて提出されたケースが発生している。
- ・都道府県が申請書提出後の書類審査等の進捗状況について申請者から問い合わせを受けることがあり、地方整備局に問い合わせるよう案内をしても、都道府県が関知していないことについて理解が得られなかったケースがあったなど申請者側が混同している事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・許可申請書その他の書類の受付窓口が一本化されることで申請者にとって分かりやすくなり、また、許可申請にあつては、都道府県の進達期間(標準処理期間30日)がなくなることで、許可決定までの審査期間の短縮化が図られ、申請者の利便の向上に繋がる。同様に、経営事項審査にあつても、都道府県の進達期間がなくなり、審査結果の通知までの迅速化が図られ、建設業者の利便の向上に繋がる。

根拠法令等

建設業法第5条、第11条、第12条、第27条の26、第27条の28、第27条の29、第44条の4
建設業法施行規則第6条、第7条の2、第8条、第11条、第19条の6、第20条、第21条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、滋賀県、京都府、島根県

- 国土交通大臣の許可申請書又は経営事項審査の申請書に、申請者が県の収入証紙を張り付けてしまった事例がある。
- 申請者が、書類審査の進捗状況について県に問い合わせることがあり、地方整備局に直接問い合わせるように伝えている。
- 県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月20～30件程度あり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。
- 申請者の提出した書類が地方整備局に届くまでに時間が空くため、申請者は提出したつもりでも、まだ地方整備局に届いていないことがあった。
- 受付窓口が地方整備局に一本化されることで、県からの進達期間(標準処理期間30日)が無くなるので、許可決定までの迅速化が図られ、関係書類の地方整備局への到達も確実となり、申請者の利便向上に繋がる。
- 国土交通大臣許可及び経営事項審査の申請書等の提出先が都道府県になっていることから、申請者から都道府県に対して申請、届出に関する問い合わせがあるなど、申請者等が混同している事例がある。
- 国土交通大臣許可の申請、届出に関し、県の様式を使用しているなど、申請者等が混同している事例がある。
- 本県では郵送または窓口で受付をしているが、郵送の場合、直接所管の地方整備局に郵送する場合と比べて申請者側の負担が少なくなっている訳ではない。また、窓口での受付の場合も、都道府県が指示する場合は少なく、来庁の必要性がないことが多い。
- 従たる営業所が地方整備局付近にあるにもかかわらず、必ず主たる営業所の所在する都道府県を経由しなければならないのは申請者等にとって負担が大きいため、所管地方整備局に直接、申請書等を持っていくことができる仕組みがあつてしかるべきである。
- 当県内に本店を置く大臣許可業者は、約200社程度であるが、建設業許可・経営事項審査に係る書類の提出数は、年間数百件もあり負担が生じている。

各府省からの第1次回答

申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する観点から、郵送ではなく対面での提出を求めている場合が多い。この点、ブロックごとに設置されている地方整備局ではなく都道府県の窓口において書類を提出できるようにすることで、書類提出に係る申請者の負担の軽減が図られる。仮に、都道府県の経由事務を廃止した場合、地方整備局の近辺に所在する者を除いた大半の申請者にとっては、申請に係る負担が増大することから、「住民の利便性の向上」とは逆行する。こうした都道府県の経由事務は、建設業のみならず様々な行政分野においても同様に規定されている。

また、建設業法上、都道府県知事は自らが許可を与えた建設業者のみならず、当該都道府県において営業を行う国土交通大臣の許可を受けた建設業者についても、指示処分又は営業停止処分を行うことができることとなっており、申請書類の提出が都道府県経由であることで、都道府県知事は当該申請書類の写し等をもとに処分対象となる建設業者について必要な情報を速やかに把握することができ、処分を迅速に行うことができる。

加えて、このような都道府県の経由事務を廃止したとしても、都道府県が30日の標準処理期間で行っている申請書類の形式的審査等の事務を地方整備局が行うこととなるだけであり、「標準処理期間30日がなくなる」とのご指摘はあたらない。

なお、書類作成に係る申請者の負担軽減を図る観点については、行政手続部会においても検討が進められており、国土交通省においても申請者の負担軽減が効果的に図られるよう、電子申請への変更や申請書類等の簡素化も含めた建設業の許可申請等のあり方について総合的に検討しているところである。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

294

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

市民農園を開設できる者の要件の緩和

提案団体

多可町

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。

これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらおうことを考えている。

しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付等の行為ができず、市民農園の開設主体とすることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

集落、自治会等の任意団体についても市民農園の開設主体となれることで、より地域の実情に応じた市民農園の設置・運営が可能となる。

根拠法令等

市民農園整備促進法
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

御提案の集落(任意団体)であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設をすることは可能である。

なお、自治会や町内会等の地縁による団体が市町村長の認可を受けることで法人格を得て権利義務の帰属

主体になることができる(地方自治法第 260 条の2)ので、この仕組みを活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することが可能である。

※ 市民農園整備促進法(農林水産省と国土交通省の共管)においては、農地所有者以外の者により開設される市民農園の土地について、特定農地貸付法(農林水産省の単管)による特定農地貸付けの用に供する農地とのみ規定している。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

294

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

市民農園を開設できる者の要件の緩和

提案団体

多可町

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。

これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらおうことを考えている。

しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付等の行為ができず、市民農園の開設主体とすることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

集落、自治会等の任意団体についても市民農園の開設主体となれることで、より地域の実情に応じた市民農園の設置・運営が可能となる。

根拠法令等

市民農園整備促進法

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

御提案の集落(任意団体)であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設をすることは可能である。

なお、自治会や町内会等の地縁による団体が市町村長の認可を受けることで法人格を得て権利義務の帰属

主体になることができる(地方自治法第 260 条の2)ので、この仕組みを活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することが可能である。

※ 市民農園整備促進法(農林水産省と国土交通省の共管)においては、農地所有者以外の者により開設される市民農園の土地について、特定農地貸付法(農林水産省の単管)による特定農地貸付けの用に供する農地とのみ規定している。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

273

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)

提案団体

兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること

具体的な支障事例

【現状】

空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。

しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には当人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。

【支障事例】

放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要が出てくるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。

そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。

法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

空き家等の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鹿角市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、小田原市、三条市、多治見市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、

新居浜市、田川市、大村市

- 空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空き家については、法で国庫に帰するとあるのだから、即時国が介入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで停滞していた空き家の対応が少なからず進むと考えられる。
- 当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確認できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。
- 空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取ることになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。
- 相続権利者が複数で調整がつかず、誰も管理せず、空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない(できない)状態で、放置されてしまっている。
- 当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多いように感じる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようになれば責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。
- 当市では、相続関係人が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務に支障をきたしている。また、相続登記をしやすくする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成29年5月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要費用を安価にすることなども検討すべきではないかと考える。
- 当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が多数にわたっていた場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、当人が電話番号を伝えることを了承した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができたため、解決に至ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。
- 法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に適正管理を求めており、承諾を得たうえで親族の連絡先を調整したり、また軸となり得る人物に積極的に助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。
- 問題のある空家等について多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。
- 状態の悪い空家等については、所有者が既に亡くなって相続されずに長年放置されている事案が多く、相続人全員に改善を依頼するものの、相続人間による協議等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が酷くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定されれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。
- 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。
- 当市においても1件の空き家に対し6～7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及ぼす問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが県外在住者のため話をとりまとめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。
- 住民苦情への対応を求めるために、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の中で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。

各府省からの第1次回答

民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、同人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

273

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)

提案団体

兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること

具体的な支障事例

【現状】

空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。

しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には当人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。

【支障事例】

放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要があるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。

そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。

法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

空き家等の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鹿角市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、小田原市、三条市、多治見市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、

新居浜市、田川市、大村市

- 空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空き家については、法で国庫に帰するとあるのだから、即時国が介入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで停滞していた空き家の対応が少なからず進むと考えられる。
- 当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確認できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。
- 空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取ることになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。
- 相続権利者が複数で調整がつかず、誰も管理せず、空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない(できない)状態で、放置されてしまっている。
- 当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多く感じる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようになれば責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。
- 当市では、相続関係人が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務に支障をきたしている。また、相続登記をしやすくする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成29年5月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要費用を安価にすることなども検討すべきではないかと考える。
- 当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が多数にわたっていた場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、当人が電話番号を伝えることを了承した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができたため、解決に至ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。
- 法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に適正管理を求めており、承諾を得たうえで親族の連絡先を調整したり、また軸となり得る人物に積極的に助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。
- 問題のある空家等について多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。
- 状態の悪い空家等については、所有者が既に亡くなって相続されずに長年放置されている事案が多く、相続人全員に改善を依頼するものの、相続人間による協議等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が酷くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定されれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。
- 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。
- 当市においても1件の空き家に対し6～7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及ぼす問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが県外在住者のため話をとりまとめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。
- 住民苦情への対応を求めるために、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の中で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。

各府省からの第1次回答

民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ(また相続財産の管理については、「相続人は、その固有財産におけるのと同じの注意をもって、相続財産を管理しなければならない」とされ)、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、同人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

273

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)

提案団体

兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること

具体的な支障事例

【現状】

空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。

しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には当人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。

【支障事例】

放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要があるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。

そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。

法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

空き家等の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鹿角市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、小田原市、三条市、多治見市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、

新居浜市、田川市、大村市

○空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空き家については、法で国庫に帰するとあるのだから、即時国が介入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで停滞していた空き家の対応が少なからず進むと考えられる。

○当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確認できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。

○空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取ることになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。

○相続権利者が複数で調整がつかず、誰も管理せず、空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない(できない)状態で、放置されてしまっている。

○当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多くに感じる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようになれば責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。

○当市では、相続関係人が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務に支障をきたしている。また、相続登記をやすくする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成29年5月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要費用を安価にすることなども検討すべきではないかと考える。

○当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が多数にわたっていた場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、本人が電話番号を伝えることを了承した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができたため、解決に至ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。

○法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に適正管理を求めており、承諾を得たうえで親族の連絡先を調整したり、また軸となり得る人物に積極的に助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。

○問題のある空家等について多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。

○状態の悪い空家等については、所有者が既に亡くなって相続されずに長年放置されている事案が多く、相続人全員に改善を依頼するものの、相続人間による協議等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が悪くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定されれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。

○個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。

○当市においても1件の空き家に対し6~7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及ぼす問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが県外在住者のため話をとりまとめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。

○住民苦情への対応を求めるために、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の中で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。

各府省からの第1次回答

民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ、各相続人はその持分に応じて権

利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、同人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。